

パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



パートナーシップとは

本制度でのパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う、一方又は双方が性的少数者である2人の関係のことをいいます。



宮崎市

パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

目次

1 パートナーシップ宣誓の流れ P1

2 宣誓することができる方 P2

3 宣誓時にご用意いただくもの P3

4 宣誓後について P4

5 通称名の使用を希望する場合 P5

6 Q & A P6

参考(宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱) P8

1 パートナーシップ宣誓の流れ

① 電話で事前予約(宣誓希望日の7日前まで)

- ・文化・市民活動課に宣誓日(宣誓書提出日)を電話でご予約ください。
- ・申請の日時、必要書類などを調整、確認します。

担当課:宮崎市 文化・市民活動課 市民活動・男女共同参画係
電話:0985-21-1835 (平日 8時30分から17時15分)

② パートナーシップ宣誓

- ・市の職員の立会いのもと、パートナーシップ宣誓を行います。
- ・予約した日時・場所に2人そろっておこしてください。
- ・必要書類(P3参照)をご持参ください。

宣誓の受付:年末年始、祝日を除く毎日
宣誓場所 :宮崎市役所文化・市民活動課(平日のみ)
宮崎市男女共同参画センター「パレット」
(休館日(火曜・祝日)を除く)
* 宣誓場所は、どちらかを選択できます。

③ 内容確認

- ・本人確認及びパートナーシップ宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

④ 宣誓書受領証の交付

- ・宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」を2部交付します。
- ・書類に不備等がなければ、原則即日交付いたします。

2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

なお、宮崎市のパートナーシップ制度は、同性間・異性間を問わず宣誓できる制度です。

① 成年に達している方(満18才以上の方)

② 宮崎市民である方 又は転入を予定している方

宣誓者のうち、宮崎市民はいずれか一方でかまいません。

【どちらも宮崎市に住所がない場合(転入予定)の取扱い】

- ・転入予定者として宣誓はできますが、宣誓後1ヶ月以内に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出が必要です。
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証」は転入を確認後、交付いたします。

③ 配偶者がいないこと

戸籍抄本等で確認します。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っていないこと

宮崎市及び同様の制度を実施している他の自治体で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は宣誓できません。

⑤ 近親者でないこと

近親者とは、直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいいます。

- ・直系血族…祖父母、父母、子、孫 等
- ・三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母や祖父母 等

3 宣誓時にご用意いただくもの

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・3ヶ月以内に発行されたものを、1人1通ずつお持ちください。
- ・同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものの1通でかまいません。
- ・住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。

② 配偶者がいないことを証明する書類

- ・3ヶ月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等を、1人1通ずつお持ちください。
- ・戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。
- ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付して提出してください。

③ 本人確認ができるもの

本人確認に必要な証明の例

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・旅券(パスポート)・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付き)・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真付き)	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金証書・写真付きでない住民基本台帳カード

* ①～③以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

4 宣誓後について

① 宣誓書受領証の再交付（様式第3号）

宣誓書受領証の紛失やき損、汚損、転居や氏名変更などの事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証を再交付いたします。

② 宣誓書受領証の返還（様式第4号）

パートナーシップが解消された場合や、新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合、双方が本市外に転出した場合は、返還届を添えて宣誓書受領証を返還していただきます。

③ 自治体間連携（様式第5号）

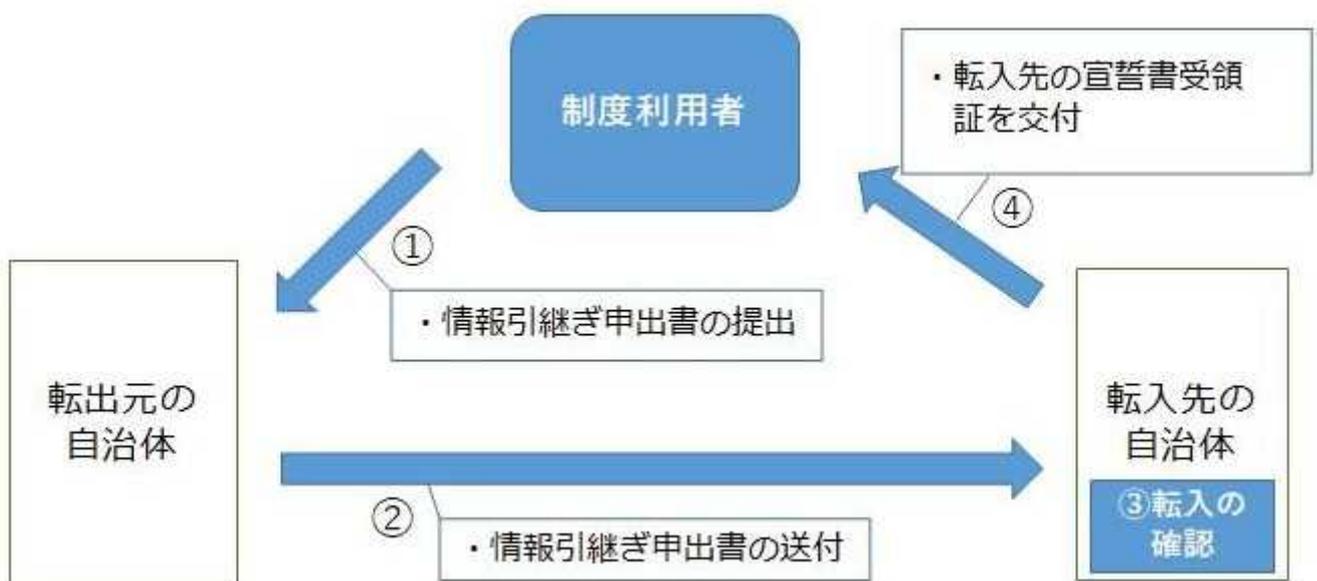
パートナーシップ宣誓制度を利用されている方が転入・転出する場合、通常は転出元自治体への宣誓証明書の返還等の手続を行い、改めて必要書類等を揃え、転出先自治体で宣誓を行う必要があります。

連携自治体間で転居する場合は、転出先自治体への宣誓を必要とせず、提出書類を一部省略することができます。

現在、木城町、えびの市、西都市と連携協定を締結しています。

〔施行日：木城町：令和3年4月1日、えびの市：令和4年1月1日〕
西都市：令和4年5月1日

《連携のイメージ》



5 通称名の使用を希望する場合

- ・性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- ・通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。
- ・宣誓書受領証には表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

宣誓書受領証（A又はBを選択できます）

表面

A



B



裏面(共通)



6 Q & A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか。

法に定める婚姻を行うと、2人は民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続や、税控除、扶養義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、宮崎市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部事務の取扱いについて定めたもの)に基づくものであり、婚姻のような法的な効力はありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

本市の制度は、性的少数者の方々の生きづらさの解消を図るため、地方公共団体における支援策として実施するものです。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q3 宣誓書受領証は即日発行されますか。

書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日発行いたします。事前予約の際に、必要事項を確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

なお、内容確認などでお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。

Q4 プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際に、ご要望をお聞きいたします。

Q5 代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか。

代理での宣誓はできません。必ず、宣誓者のお2人がそろって窓口にお越しください。

Q6 養子縁組をしていると宣誓できませんか。

パートナーシップに基づく養子縁組の場合は宣誓できます。

Q7 パートナーシップの宣誓は、事実婚でもできますか。

本市の制度は性的少数者支援の一環として行うものです。宣誓する2人の一方又は双方が性的少数者であることが要件となります。

Q8 宮崎市民でないと宣誓できないのですか。

市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。
具体的に宣誓できる場合は、以下のとおりです。

- ・2人とも宮崎市民である場合
 - ・1人が宮崎市民で、もう1人が宮崎市外に住んでいる場合
 - ・2人とも宮崎市外に住んでおり、1人若しくは2人が宮崎市に転入を予定している場合
- * 転入予定で宣誓する場合は、宣誓後1ヶ月以内に、市内に転入したことを証明する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出が必要です。

Q9 関係を解消した場合にはどうしたらよいですか。

パートナーシップを解消した場合には、宣誓書受領証を添えて受領証返還届を提出してください。

Q10 宣誓書受領証はどのように利用できますか。

市の制度では、市営住宅の申込に利用できます。今後、利用できる行政サービスを増やしていくとともに、随時お知らせしてまいります。

また、民間事業者や市民の皆様に対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行うよう、市が周知に努めることを要綱に明記し啓発を進めます。

Q11 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約を結ぶなどの方法があります。

詳しくは、文化・市民活動課にお問い合わせください。

Q12 パートナーとのトラブルを相談する窓口はありますか。

宮崎市では、宮崎市男女共同参画センター「パレット」で、性的少数者に関することも含め、様々な相談をお受けしています。

参考(宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱)

宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる共生社会の確立を目指す「第五次宮崎市総合計画」と、性別にかかわらずひとりひとりが輝き思いやりのあるまちを基本理念とする「第2次宮崎市男女共同参画基本計画(改訂版)」に基づき、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「性的少数者」とは「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」など今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない者をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とはパートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップの宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。

2 民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って地域振興部文化・市民活動課職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

3 宣誓をしようとする者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない2人が宣誓した場合においては、第4条第2項に定める書類の提出後に受領証及び宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を受領証(裏面)に記載するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損、又は汚損したときや、氏名・住所の変更等再交付が必要と認められるときは市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本市外に転出した場合

(他の地方自治体との連携協定)

第9条 宣誓者は、宮崎市と連携協定を締結している地方自治体(以下「連携地方自治体」という。)へ転出する場合であって、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度を利用しようとするときは、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(第5号様式。以下「情報引継ぎ申出書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により情報引継ぎ申出書が提出されたときは、速やかに情報引継ぎ申出書の写しを、転出先の地方自治体の長に送付するものとする。

3 情報引継ぎ申出書により、連携地方自治体の長から市長に宣誓情報の引き継ぎがあった場合は、当該申出者は市長に宣誓したものとみなす。

4 前項の場合において、市長は、申出者2人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を受け、受領証を交付する。

5 市長は、宣誓者が連携地方自治体へ転出する際に、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書を提出した場合は、前条の規定に関わらず、受領証が返還されたものとみなす。

(市民及び事業者への周知)

第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) 氏名・住所の変更
- (4) その他 ()

年 月 日

住所 _____

氏名又は通称 _____

住所 _____

氏名又は通称 _____

(代筆者)

住所 _____

氏名 _____

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップの解消
- (2) 婚姻又は新たなパートナーシップの宣誓
- (3) 宮崎市からの転出

年 月 日

住所 _____

氏名又は通称 _____

住所 _____

氏名又は通称 _____

(代筆者)

住所 _____

氏名 _____

パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書

宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、転出先自治体への宣誓情報の引継ぎを申し出ます。

また、本申出書（写し）を転出先自治体に提供することに同意します。

年 月 日

現住所 _____

氏名又は通称 _____

転出先住所 _____

転入予定日 年 月 日

現住所 _____

氏名又は通称 _____

転出先住所 _____

転入予定日 年 月 日

(代筆者)

住所 _____

氏名 _____

**パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き
(第 4 版)
令和5年4月1日 発行**

宮崎市地域振興部文化・市民活動課

電話 0985-21-1835 FAX 0985-20-1564

E-mail 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp